

役員選任規程細則

公益社団法人東京都山岳連盟

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都山岳連盟の役員の選出について、定款第12条に基づき制定された、役員選任規程を補完し、その業務を公正かつ迅速に行うための細則を定めるものである。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 公益社団法人東京都山岳連盟の役員の選出に係る業務を行うため、選挙管理委員会(以下「委員会」とする)を設置する。

(委員会の責任及び権限並びに、委員・委員長の選任等)

- 第3条 委員会は、役員の選出の事務及び管理を中立公正に執行する責任と権限を有す。
- 2 委員会は、3名以上5名以内の選挙管理委員(以下「委員」とする)をもって組織する。ただし、委員は立候補者又は推薦人を兼ねることができない。
 - 3 委員は、会長が役員改任時に役員の立候補者とならない役員及び正会員の中から選出を行い委嘱する。
 - 4 委員の互選により委員長を決める。委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。
 - 5 会長は、委員長及び委員の氏名等を総会において報告する。
 - 6 委員の任期は、委嘱から始まり総会が終了するまでとする。

(選挙の事務及び管理)

- 第4条 委員会は、立候補者名及び都岳連での現職名並びに加盟団体(被推薦団体)等の、情報を掲載した名簿等を作成し、正会員に対しを予めそれを送付しなければならない。なお、名簿等の作成にあたっては、公平公正に投票が行われるよう配慮する。
- 2 選出は、総会において正会員による投票用紙による投票によって決する。ただし、予め委任状等による委任等があった場合は、これを投票と同等に扱う。
 - 3 当選は、役員の定数の範囲内で獲得した票数の多い者の順とする。なお、信任は、信任を否とする者が正会員の半数を超えない場合とする。
 - 4 獲得した票数が同数で当選を決定できない場合は、委員会において抽選で当選者を決定する。なお信任の場合においても、この条項を準用する。
 - 5 投票用紙に記載されたことが判読困難等の場合は、その扱いを委員会において公正、迅速に決する。
 - 6 委員長は、立候補者の氏名、信任と不信任得票数、無効票数を直ちに正会員へ報告する。なお、役員の選出は、この報告をもって完了したものとする。
 - 7 委員会以外の者が開票、算定、集計することはできない。開票、算定、集計の依頼を不可とする。

8 委員会は当選の決定がされる中間の得票状況などを他者へ開示してはならない。

(その他)

第5条 前条に規定する選挙の事務及び管理について、この細則にない事柄は、委員会の責任と権限において公正、迅速に決する。

2 会長は、必要があるときはこの細則を改定し、その結果を理事会で報告するものとする。

(附則)

この細則は、平成23年4月1日より実施する。

令和3年1月25日 この細則の改廃は理事会の議を持って決する

第3条委員の任期を選挙管理委員会規則に合わせ総会終了までとした

第3条委員の人数を選挙管理委員会規則に合わせて5名以内3名以上とした

第4条に開票、算定の権限、開票時の得票状況などの非公開について追加